

永平寺町消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年11月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第 26 号

永平寺町消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町消防本部消防職員委員会に関する規則(平成18年規則第109号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

2 委員長の任期は、1年とするものとする。ただし、委員長に欠損を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

3 委員長は、これを再任することができるものとする。

第5条第2項中「、委員」を「委員」に改める。

第7条第3項ただし書中「生じたときは」を「生じたとき」に、「、新たに」を「新たに」に、「在任期間」を「残任期間」に改める。

第8条第1項中「、委員会」を「委員会」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

第9条第5項中「採ることができる」を「とることができるものとする」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「出席委員」を「、出席委員」に、「委員長」を「、委員長」に改め、「ところによる」の次に「ものとする」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「する」の次に「ものとする」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。)をそれぞれ通知するものとする。

第11条中「周知」を「通知」に改める。

第13条の見出し中「(雑則)」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(運営上の留意事項)

第12条 消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事

務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に委員長である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して1年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。